

給与支払報告書（総括表）

指定番号

指定番号

山梨県 富士河口湖町長 様

給与の支払期間	令和 年 月分 から 月分まで	令和 年 月 日	提出
給与支払者 郵便番号	〒		
給与支払者 所在地 (住所) (フリガナ)	<input type="checkbox"/> 訂正分 <input type="checkbox"/> 追加分		
	事業種目		
給与支払者 名称 (氏名) (フリガナ)	受給者総人員	人	
	特別徴収対象者	人	
	普通徴収対象者 (退職者)	人	
	普通徴収対象者 (退職者を除く)	人	
代表者の職氏名	報告人員	人	
連絡者の所属 課 係	氏名	所轄	税務署
		税務署名	
TEL () - 内線 番	給与の支払方法及びその期日		
会計事務所等の名称	TEL () -	納入書の送付 必要・不要	
給与支払者の個人番号又は法人番号			

令和4年1月31日までに提出してください。

給与支払者の個人番号又は法人番号

※上下は切り取らないでお出ください。

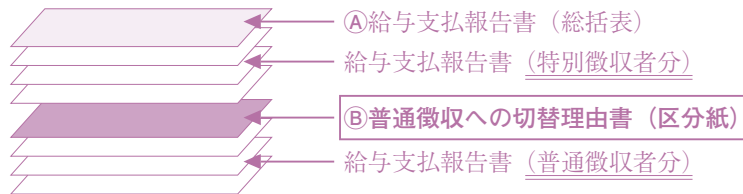
※上下は切り取らないでお出ください。

- ②の用紙の項目に該当する方（普通徴収者）がいる場合は、
- ②の用紙に記入し、該当者の給与支払報告書を下に綴ってご提出ください。

個人住民税の普通徴収への切替理由書（区分紙）

富士河口湖町長 へ
 指定番号 事業所名

項目	切替理由（下記6項目以外の理由は不可）	人数
普A	総従業員数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2人以下	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)	人
普C	毎月の給与が少なく、税額が引けない	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
普F	退職者・退職予定者(5月末日まで)・休職者	人
普通徴収合計人数		



従業員が10人未満である事業所は、町長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回にすることができます。
 《第1回 6月分～11月分迄 / 第2回 12月分～翌年5月分迄》
 申請される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

富士河口湖町役場税務課住民税係

TEL 0555-72-1113 (直通)
 FAX 0555-72-6027

- 重要 1 普通徴収とする場合は、給与支払報告書の摘要欄に必ず項目(普A～普F)を記入してください。
- 2 摘要欄に項目の記入がない場合は、特別徴収の取扱いとなります。